

新潟県佐渡赤泊地区における佐渡漁業協同組合赤泊支所の資源管理協定

協定締結日 令和6年3月15日
 協定認定日 令和6年3月27日

(目的)

第1条 本協定は、佐渡漁業協同組合赤泊支所に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	新潟県佐渡海域(佐定第10号)	ブリ、マアジ、クロマグロ、マダイ	定置網漁業
(2)	新潟県佐渡海域(知事許可漁業であるかご漁業の許可された操業区域)	ホッコクアカエビ	えびかご漁業
(3)	新潟県佐渡海域(知事許可漁業である刺し網漁業の許可された操業区域、佐共第19号、第20号)	マダラ、アカガレイ、マダイ、ウスメバル、ズワイガニ	刺し網漁業
(4)	新潟県佐渡海域(知事許可漁業である小型いか釣り漁業の許可された操業区域)	スルメイカ	釣り漁業
(5)	新潟県佐渡海域	クロマグロ	はえ縄漁業

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

ブリ	新潟県資源管理方針別紙第2-1に定める資源管理の方向性
マダラ	新潟県資源管理方針別紙第2-2に定める資源管理の方向性
アカガレイ	新潟県資源管理方針別紙第2-3に定める資源管理の方向性
ホッコクアカエビ	新潟県資源管理方針別紙第2-11に定める資源管理の方向性
マダイ	新潟県資源管理方針別紙第2-12に定める資源管理の方向性
ウスメバル	新潟県資源管理方針別紙第2-13に定める資源管理の方向性
クロマグロ	資源管理基本方針別紙第2-1及び2-2に定める目標
マアジ	資源管理基本方針別紙第2-5に定める目標
スルメイカ	資源管理基本方針別紙第2-12に定める目標
ズワイガニ	資源管理基本方針別紙第2-19に定める目標

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	取組内容
(1)	【ブリ、マアジ、クロマグロ、マダイ】 定期休漁 8月1日～9月30日の期間に連続8日間を休漁とする。 〈漁獲努力量制限〉 資源管理基本方針及び新潟県の資源管理方針に定められたくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に係る資源管理の内容を遵守するとともに、新潟県助言・指導・勧告指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。(強度な資源管理)
(2)	【ホッコクアカエビ】 漁獲量規制 赤泊地区ホッコクアカエビ資源管理協議会が毎年設定する赤泊地区 TACを上限値とする。 網目拡大 10.5節以上とする 〈漁獲努力量制限〉

(協定に違反した場合の措置)

- 第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について新潟県資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。
- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び新潟県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

- 第9条 全参加者の代理権を有する者(以下「協定代表者」という。)は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。
- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

- 第10条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間(令和6年4月1日から令和11年3月31日まで)とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

- 第11条 法第126条第1項の規定に基づき新潟県知事にあつせんすべきことを求める決議は、参加者の3分の2以上の多数をもって行う。

(その他)

- 第12条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。
- 2 本協定に加え新潟県資源管理計画(自主管理計画)に取り組むものとする。

本協定は、令和6年4月1日から施行する。